

総務委員会資料

令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

【議案第84号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

【議案第85号関係】

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の概要

令和5年6月7日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

資料

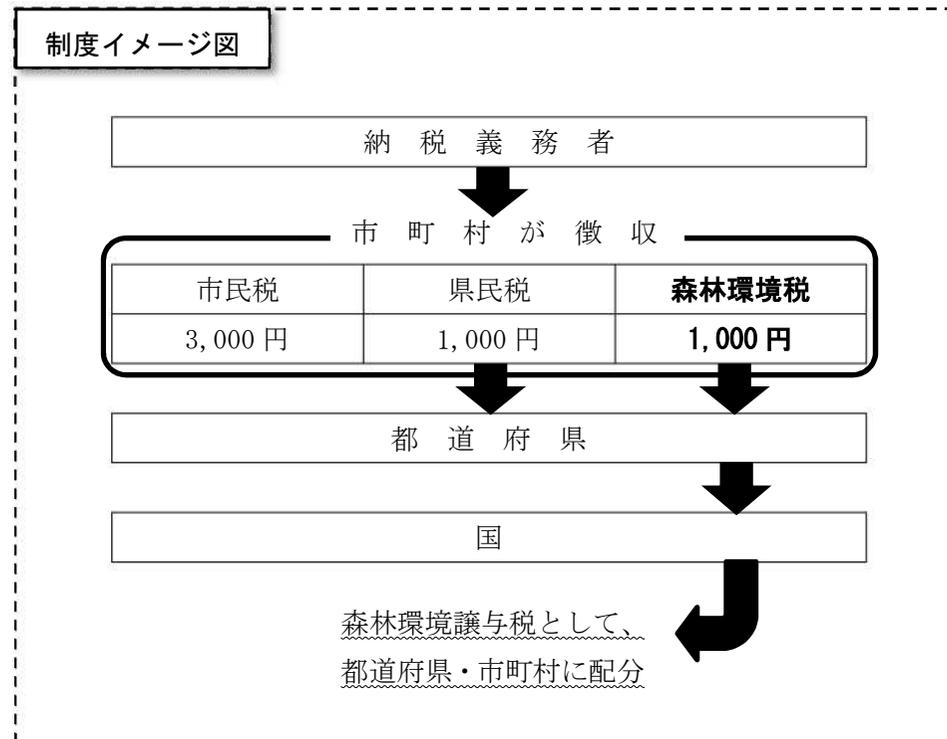
1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正

【議案第84号関係】

(1) 制度概要

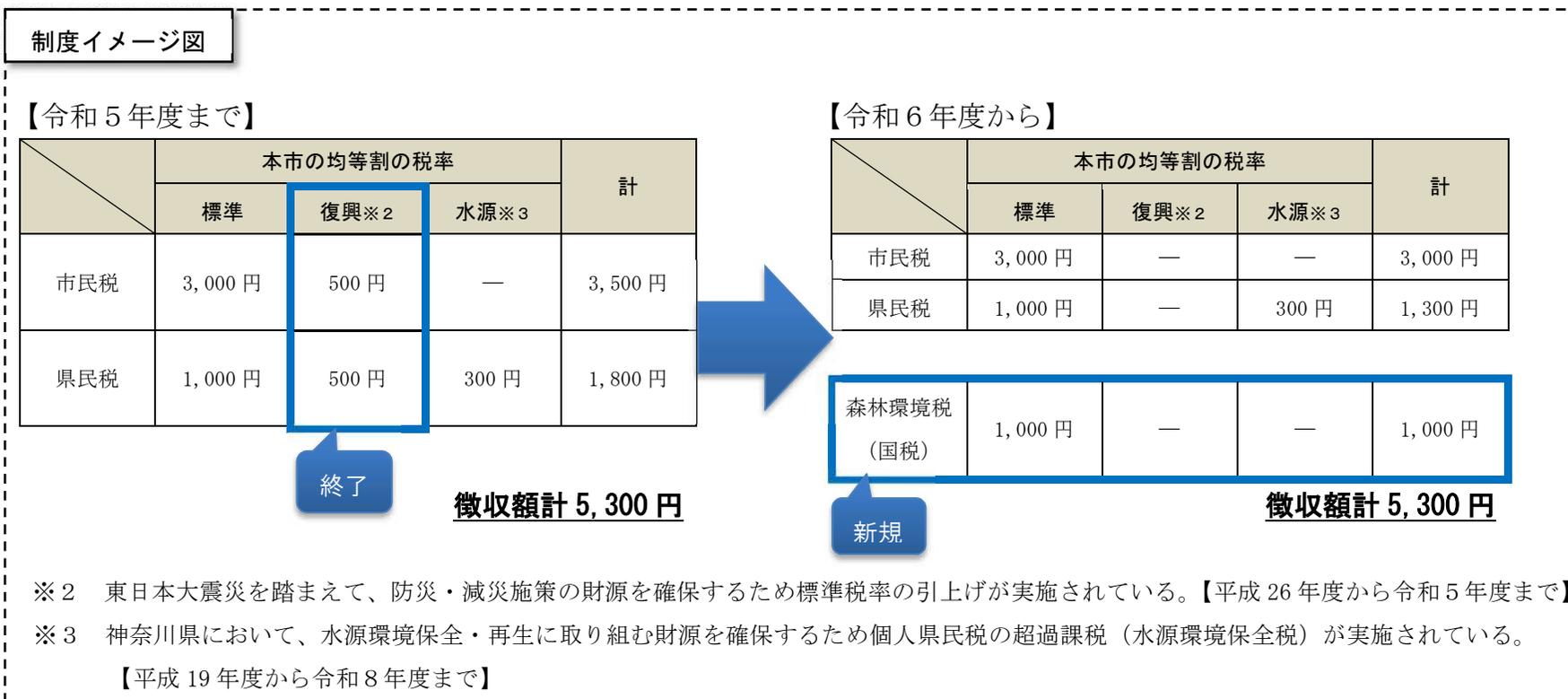
森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(※1)が成立し、令和6年度から市町村が、森林環境税を賦課徴収することとされた。

- ※1 森林環境税 : 個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもの
森林環境譲与税 : 市町村による森林整備の財源として、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されるもの



(2) 賦課徴収の仕組み

市町村が、個人の市町村民税の均等割と併せて森林環境税を賦課徴収する。



(3) 条例改正の内容

個人の市民税の徴収に森林環境税を賦課徴収することを加えるもの。

(4) 適用区分

令和6年度課税分から適用する。

(5) 施行期日

令和6年1月1日

2 固定資産税の特例措置(わがまち特例(※))の改正

※「わがまち特例」とは、地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた特例割合を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みをいう。

(1) 令和5年度税制改正(地方税法)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額する。

施策の背景

- 多くの高経年マンションにおいては、高齢化や工事費の急激な上昇により、長寿命化工事に必要な積立金が不足。
- 長寿命化工事が適切に行われないと、外壁剥落・廃墟化を招き、周囲への大きな悪影響や除却の行政代執行に伴う多額の行政負担が生じる。建替えのハードルも高く、マンションの長期使用を促す必要。
- このため、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることが必要。

行政代執行により 除却したマンション



- ・外壁が剥落し、アスベスト飛散のおそれ
- ・行政代執行費用：約1.2億円

対象となるマンションの要件

- ①築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ②大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。

具体的には以下いずれかの場合

- ・都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
- ・都道府県知事等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

(2) 条例改正の内容

対象資産	法に定める特例割合の範囲		条例で定める割合
		参酌すべき割合	
当該マンションに係る区分所有 に係る家屋	6分の1以上2分の1以下	3分の1	<u>2分の1</u>

【上記の割合とする理由】

本市では、1960年代以降に多くのマンションが供給され、築40年以上経過した高経年マンションは今後も継続的に増加する見込みとなっている。市内マンション件数は約3,000件あり、築20年以上かつ10戸以上のマンションは約2,200件ある。また、市民が居住する持ち家のうちマンションが占める割合は約2分の1（政令市中で最も高い）であり、主要な居住形態となっている。

そのため、マンションの管理不全を予防するとともに、マンションやその周辺地域における良好な住環境を維持するために「川崎市マンション管理適正化推進計画」を策定し、適正な維持・管理への誘導を行っているところである。この取組を更に推進するためには、修繕積立金の引上げや大規模修繕を促す必要があることから、地方税法に定める特例割合の範囲のうち、最大の減額割合とする。

(3) 適用区分

令和6年度課税分から適用する。

(4) 施行期日

公布の日

3 軽自動車税（種別割）に係る軽減措置（グリーン化特例）の見直し及び延長

(1) 令和5年度税制改正（地方税法）

環境性能等に優れた軽自動車の普及促進のため、軽自動車税（種別割）に係るグリーン化特例（※）について、見直しの上、特例措置を延長する。

※軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）とは、燃費性能等に優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税（種別割）の税率をその性能に応じて、概ね75%、50%又は25%軽減する特例措置をいう。

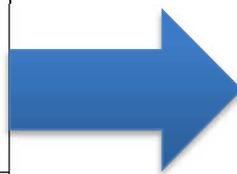
【 改正前 】

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日
 軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度のみ）

【 改正後 】

取得期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日
 軽課年度：令和6年度～令和8年度（取得の翌年度のみ）

適用対象車	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2030年度燃費基準 90%達成 （営業用乗用車のみ）	50%軽減
2030年度燃費基準 70%達成 （営業用乗用車のみ）	25%軽減



適用対象車	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2030年度燃費基準 90%達成 （営業用乗用車のみ） → <u>令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない</u>	50%軽減
2030年度燃費基準 70%達成 （営業用乗用車のみ） → <u>令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない</u>	25%軽減

※改正前・改正後いずれも、上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求。

(2) 条例改正の内容

税率の特例を適用する車両の取得期間等を改めるもの。

(3) 適用区分

令和6年度課税分から適用する。

(4) 施行期日

公布の日

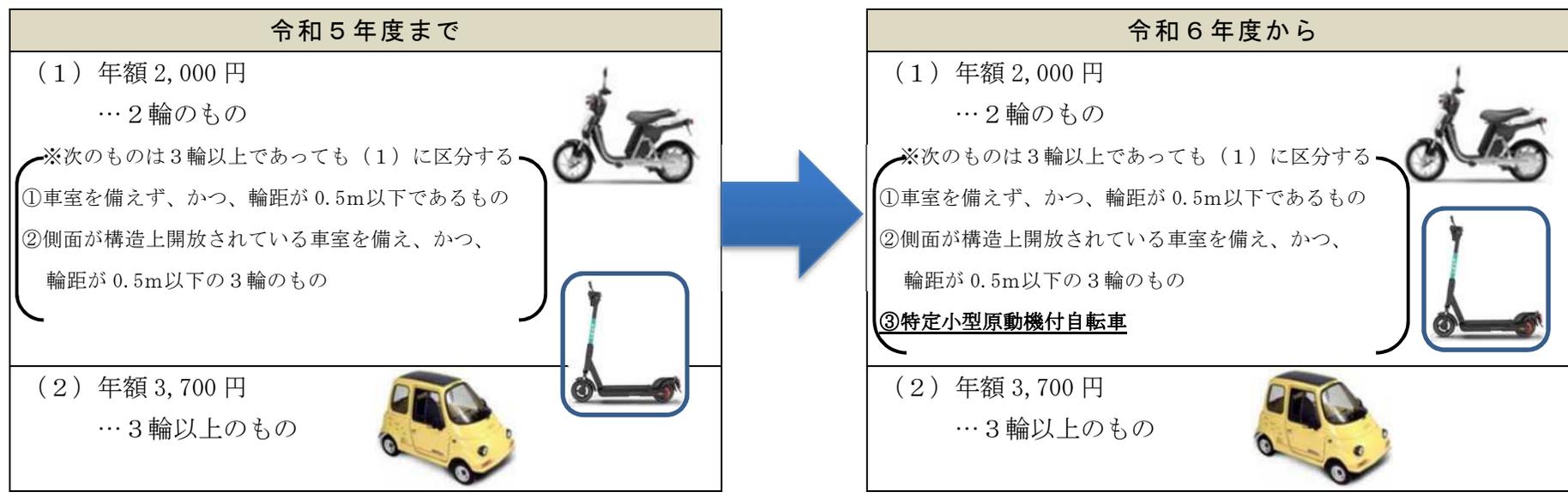
4 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う改正

(1) 制度概要

現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)(※)に係る軽自動車税(種別割)の税率を2,000円とする。

※道路交通法、道路運送車両の保安基準の改正により、原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kw以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものが特定小型原動機付自転車と定義された。

制度イメージ図



(2) 条例改正の内容

特定小型原動機付自転車を3輪以上の原動機付自転車に係る税率の区分から除くこととするもの。

(3) 適用区分

令和6年度課税分から適用する。

(4) 施行期日

令和5年7月1日

5 軽自動車税に係る燃費・排ガス試験不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例

(1) 令和5年度税制改正（地方税法）

自動車メーカーによる燃費・排ガス試験の不正に係る税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合が、10%から35%に引き上げられた。

(2) 条例改正の内容

納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げるもの。

(3) 適用区分

環境性能割・・・令和6年1月1日以後の取得分から適用する。

種別割・・・令和6年度課税分から適用する。

(4) 施行期日

令和6年1月1日

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p>
<p>(個人の市民税の徴収方法等) 第25条の3 個人の市民税の徴収については、第25条の5又は第25条の9の2の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。 2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。 <u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p>	<p>(個人の市民税の徴収方法) 第25条の3 個人の市民税の徴収については、第25条の5又は第25条の9の2の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。 2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。 <u>(新設)</u></p>
<p>(種別割の税率) 第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付</u></p>	<p>(種別割の税率) 第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又はs 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の<u>3輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額</p>

改正案	改正前
<p><u>自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>(エ) その他のもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 前項の営業用とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するものをいい、自家用とは、営業用のもの以外のものをいう。</p>	<p>3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>(エ) その他のもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 前項の営業用とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するものをいい、自家用とは、営業用のもの以外のものをいう。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(法附則第15条、<u>附則第15条の8及び附則第15条の9の3</u>に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> <p>8 法附則第15条、<u>附則第15条の8及び附則第15条の9の3</u>に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>	<p>(法附則第15条<u>及び附則第15条の8</u>に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> <p>8 法附則第15条<u>及び附則第15条の8</u>に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p>

改正案	改正前
<p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4</p> <p>(3) 法<u>附則第15条第14項本文</u>に規定する条例で定める割合 5分の3</p> <p>(4) 法<u>附則第15条第14項ただし書</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法<u>附則第15条第21項</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法<u>附則第15条第22項第3号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(10) 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法<u>附則第15条第25項第1号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法<u>附則第15条第25項第2号</u>に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(13) 法<u>附則第15条第25項第3号</u>に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(15) 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(17) 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合 6分の1</p> <p>(19) 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(20) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p><u>(21) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p>	<p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4</p> <p>(3) 法<u>附則第15条第15項本文</u>に規定する条例で定める割合 5分の3</p> <p>(4) 法<u>附則第15条第15項ただし書</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法<u>附則第15条第23項第3号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(10) 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法<u>附則第15条第26項第1号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法<u>附則第15条第26項第2号</u>に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(13) 法<u>附則第15条第26項第3号</u>に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(14) 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(15) 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(17) 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合 6分の1</p> <p>(19) 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(20) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>16 神奈川県知事は、当分の間、附則第14項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があるこ</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>16 神奈川県知事は、当分の間、附則第14項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があるこ</p>

改正案	改正前																		
<p>とを法第454条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>17 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>とを法第454条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>17 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>																		
<p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>22 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1027 1066 1166"> <tbody> <tr> <td>第63条の3第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2） 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p><u>（削除）</u></p>	第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5	第63条の3第2号	100分の2	100分の1	第63条の3第3号	100分の3	100分の2	<p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>22 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1027 2065 1166"> <tbody> <tr> <td>第63条の3第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2） 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p><u>（3） 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の3第2号及び前号の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、こ</u></p>	第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5	第63条の3第2号	100分の2	100分の1	第63条の3第3号	100分の3	100分の2
第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5																	
第63条の3第2号	100分の2	100分の1																	
第63条の3第3号	100分の3	100分の2																	
第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5																	
第63条の3第2号	100分の2	100分の1																	
第63条の3第3号	100分の3	100分の2																	

改正案	改正前																								
<p><u>〈見出しの削除〉</u> <u>（令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）</u></p> <p>34 法<u>附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる</u>3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、<u>当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p><u>これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p><u>（令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）</u> <u>〈共通見出しの新設〉</u></p> <p>34 法<u>附則第30条第2項から第4項までに規定する</u>3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>（1） 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 756 2069 1034"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 756 1487 847">第64条第1項第2号ア (イ)</td> <td data-bbox="1487 756 1778 847">3,900円</td> <td data-bbox="1778 756 2069 847">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 847 1487 938">第64条第1項第2号ア (ウ)</td> <td data-bbox="1487 847 1778 938">6,900円</td> <td data-bbox="1778 847 2069 938">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 938 1487 991"></td> <td data-bbox="1487 938 1778 991">10,800円</td> <td data-bbox="1778 938 2069 991">2,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 991 1487 1043"></td> <td data-bbox="1487 991 1778 1043">3,800円</td> <td data-bbox="1778 991 2069 1043">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1043 1487 1096"></td> <td data-bbox="1487 1043 1778 1096">5,000円</td> <td data-bbox="1778 1043 2069 1096">1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（2） 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（次号において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1262 2069 1445"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1262 1487 1353">第64条第1項第2号ア (イ)</td> <td data-bbox="1487 1262 1778 1353">3,900円</td> <td data-bbox="1778 1262 2069 1353">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1353 1487 1445">第64条第1項第2号ア (ウ)</td> <td data-bbox="1487 1353 1778 1445">6,900円</td> <td data-bbox="1778 1353 2069 1445">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1445 1487 1498"></td> <td data-bbox="1487 1445 1778 1498">10,800円</td> <td data-bbox="1778 1445 2069 1498">5,400円</td> </tr> </tbody> </table>	第64条第1項第2号ア (イ)	3,900円	1,000円	第64条第1項第2号ア (ウ)	6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第64条第1項第2号ア (イ)	3,900円	2,000円	第64条第1項第2号ア (ウ)	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円
第64条第1項第2号ア (イ)	3,900円	1,000円																							
第64条第1項第2号ア (ウ)	6,900円	1,800円																							
	10,800円	2,700円																							
	3,800円	1,000円																							
	5,000円	1,300円																							
第64条第1項第2号ア (イ)	3,900円	2,000円																							
第64条第1項第2号ア (ウ)	6,900円	3,500円																							
	10,800円	5,400円																							

改正案			改正前		
<u>(削除)</u>				<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
				<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>
			<u>(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
			<u>第64条第1項第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
			<u>第64条第1項第2号ア(ウ)</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
				<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
				<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
				<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>
			<u>(新設)</u>		
<u>第64条第1項第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>			
<u>第64条第1項第2号ア(ウ)</u>	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>			
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>			
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>			
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>			
<u>(共通見出し削除)</u>			<u>(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</u>		
<u>(削除)</u>			35 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、前項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句</u>		

改正案	改正前
<p>(削除)</p> <p>35 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>36 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、</p>	<p>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>36 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>37 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>38 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による</p>

改正案	改正前
<p>同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p>車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>附則第34項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p><u>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</u></p> <p>37 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>附則第34項から前項まで</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>38 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>39 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p><u>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 【共通見出し付の条項の移動】</u></p> <p>39 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>附則第34項第1号から第3号まで及び前項</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>40 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>41 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p><u>(寄附金税額控除の特例の対象とする市町村払戻請求権放棄)</u></p> <p>40 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するものとする。</p>	<p><u>(寄附金税額控除の特例の対象とする市町村払戻請求権放棄)</u></p> <p>42 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するものとする。</p>

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の概要

資料

【議案第85号関係】

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>○川崎市市税事務所条例 平成23年7月4日条例第17号 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、市税（個人の<u>県民税及び森林環境税</u>を含む。）に関する事務を分掌させるため、市税事務所を設置する。</p>	<p>○川崎市市税事務所条例 平成23年7月4日条例第17号 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、市税（個人の<u>県民税</u>を含む。）に関する事務を分掌させるため、市税事務所を設置する。</p>